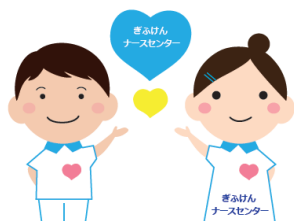


退職を予定されている皆様へ

退職時の届出登録に関する ご協力をお願いします



看護職が離職する際には、都道府県のナースセンターへの届出をお願いいたします。届出方法は、個人と施設代行の2つがあります。退職時の施設の届出方法に従って登録をお願いいたします。

届出後には、岐阜県ナースセンターより連絡を行い、就業状況を伺います。未就業の場合は、要望をお伺いしながら、新たな就業を支援していきます。 **岐阜県ナースセンター TEL 058-277-1010** より着信があった場合は、お時間のある時に折り返しのご連絡をよろしくお願いいたします。

届出を行う目的は

看護職員の退職後の再就業を支援するために2015年10月に「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正され、離職時の届出は努力義務化されこの届出制度がはじまりました。

ナースセンターでは、届出情報に基づき退職後に求職活動を行う看護職の皆様と直接連絡し必要な支援を行うことができるようになりました。

看護職の再就業を促し、岐阜県内の看護職の確保につなげることが届け出制度の大きな目的です。

届出を行った後は

ナースセンターでは届出をいただいた後、届出者に連絡し、就業中か未就業かの確認を行います。

未就業でお仕事探しをされる方には、ナースセンターの求職者としての登録についてご説明します。登録後は、ナースセンターの相談員が定期的に連絡をおこなわせていただき、お仕事探しをお手伝いします。

ナースセンターはハローワークと同じ無料職業紹介所です。安心してご相談ください。



公益社団法人岐阜県看護協会
岐阜県ナースセンター